

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）									
	低 工 法	首都圏法、近畿圏法及び中部圏法	過 疎 法	農 工 法	沖繩振興法	半島振興法	企業立地法	関西学研法	多極分散法	山 村 法
個 人 事 業 税										
法 人 事 業 税			300			31				
不 動 産 取 得 税			28,974			8,968	6,244			
固定資産税（特例分）										
計	0	0	29,274	0	0	8,999	6,244	0	0	0

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）							
	離 島 法	特定農山村法	ベイエリア法	中心市街地法	奄 振 法	水 特 法	原発地域振興法	計 ①
個 人 事 業 税								0
法 人 事 業 税								331
不 動 産 取 得 税								44,186
固定資産税（特例分）								0
計	0	0	0	0	0	0	0	44,517

区 分	そ の 他 の 減 免 額 （ 千 円 ）			合計（千円） ①+②
	低工法等による財政措置の適用地区に係るもの	その他のもの	計 ②	
個 人 事 業 税			0	0
法 人 事 業 税			0	331
不 動 産 取 得 税			0	44,186
固定資産税（特例分）			0	0
計	0	0	0	44,517